

五城目町地域防災計画（平成28年3月修正）の要旨について

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条1項の規定に基づき五城目町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）を修正したので、同条第5項の規定に基づき、その修正の要旨について次とおり公表します。

【修正内容の4つの根拠】

新しい地域防災計画の作成にあたっては、大きくは以下4つの根拠を加味した修正内容となるように作成しました。

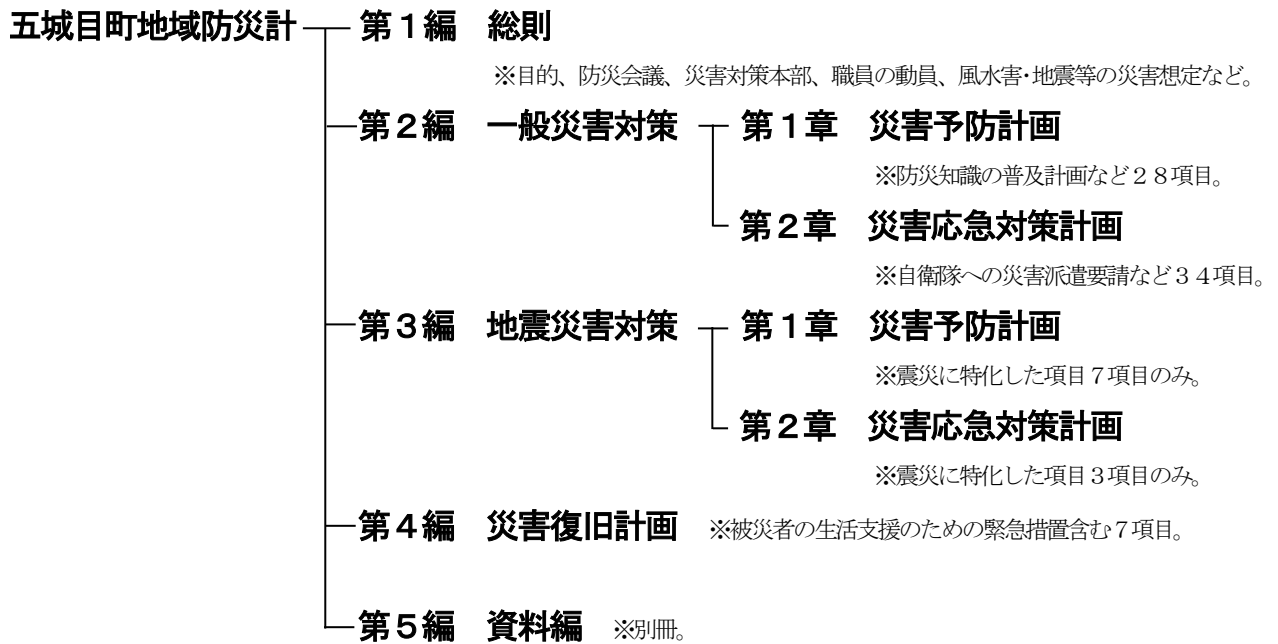
- (1) 町地域防災計画（H22年2月修正）をベースにしました。
- (2) H23年3月11日からの東日本大震災を教訓に改正された、災害対策基本法に対応した計画となるような修正内容としました。
- (3) H26年3月に修正された秋田県地域防災計画に整合した計画となるような修正内容としました。
- (4) 本町の地域の状況、役場の業務状況、災害が発生した場合の各課室の現状の対応などにすり合わせた計画となるような修正内容としました。

【修正内容の概要】

(1) 新しい町地域防災計画の構成について

- ① 3編構成であった前計画については、【一般災害対策編】と【震災対策編】を再編整理・統合しました。【資料編】については、最終編の第5編に整理しました。
- ② 地震災害に関する内容も基本的には「第2編 一般災害対策」へ整理し、特化するもののみを「第3編 地震災害対策」へ整理しました。
- ③ 【一般災害対策編】と【震災対策編】の2編にそれぞれ記載されていた災害復旧計画については、「第4編 災害復旧計画」へ整理し一元化しました。
- ④ 災害対策本部の設置基準や職員の動員計画、災害想定などについても【一般災害対策編】と【震災対策編】の2編にそれぞれ記載されていましたが、「第1編 総則」にまとめて整理しました。

以上を踏まえて、新しい町地域防災計画の構成は以下のようにしました。



(2) 計画に盛り込むべき具体的な修正内容について

本町においては、秋田県の地震被害想定調査（平成25年8月）（以下、「**地震被害想定調査**」という。）で「**津波の被害はなし**」であり、また、火山による被害はなしとして考えました。また、自然災害（風水害・雪害・地震災害）や事故災害の全ての災害において、本町にとって最も被害が甚大になる可能性があるのは直下型の地震災害であり、本町にとってもっとも脅威となるため、町地域防災計画の前提となる被害想定は、**地震被害想定調査**の27パターンの地震のうち「**(4) 天長地震**」としました。この被害想定を念頭に、以下の主な修正点【項目1】～【項目5】について、計画に修正を加えました。

【項目1】東日本大震災を踏まえた地震対策の抜本的な強化

(ア) 地震動被害の軽減

※建築物の耐震性強化、インフラ・ライフラインの耐震性強化、防災業務従事者の安全確保。

(イ) 災害時の情報提供の充実

※多様な情報伝達手段を活用した確実な情報伝達、安否情報の収集・伝達、各種防災システムへの非常用電源確保等。

(ウ) 備蓄体制の強化

※県計画の共同備蓄品目による。

(エ) 交通機能の確保

※緊急輸送道路ネットワーク計画(県では見直しを検討中)について記載。

(オ) 避難所の機能強化等

※女性の視点を取り入れる、要配慮者への配慮、避難所の環境整備、避難所以外の場所に滞在する被災者への支援など。

(カ) 大規模停電への備え

※非常用電源、燃料の確保等。

【項目 2】大規模広域災害時における被災者対応等の強化

(ア) 県境等を越えた被災住民の受け入れ

※被災者の受入及びニーズに応じた支援の実施、住宅応急対策計画(応急仮設住宅の建設候補地の選定など)。

(イ) 広域防災拠点等の整備

※広域応援隊の受入を想定したベースキャンプ場所、二次物資集積拠点。

(ウ) 自治体間の相互支援

※県及び県内市町村の協定等、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成。

(エ) 医療体制の整備

※医療体制の整備。

(オ) 行政機能の維持・確保等

※業務継続計画(BCP)の策定、遺体処理・埋火葬等の協力体制の整備、震災廃棄物の再資源化と広域処理、廃棄物処理に係る体制整備。

【項目 3】最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

(ア) 最近の風水害・雪害等を踏まえた対策

※避難勧告等の発令基準と確実な伝達、除排雪体制の整備等、土砂災害危険箇所の周知。

(イ) 帰宅困難者対策

※毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供、安否確認方法等の広報。

(ウ) 防災意識向上のための普及啓発

※教育活動全体を通じた防災教育の実施、住民による災害教訓伝承など。

【項目 4】その他

(ア) 防災の基本理念の明確化

※「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等。

(イ) 安全な避難の確保及び被災者保護対策の改善

※指定避難場所・避難所の位置付け、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成。

(ウ) 平素からの防災への取組の強化

※民間団体との協定締結等の推進。

(エ) 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

※復興計画の策定と計画的な復興。

(オ) 多様な主体の参画による計画策定、訓練実施等

※自主防災組織の参画、学校、企業との連携。自主防災組織の責任のある地位への女性の起用。

(カ) 複合災害発生時の対応

※対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入等。

(キ) 水害予防計画

※洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成。

(ク) 広報情報の充実

※避難勧告等発令状況、燃料油に関すること、避難経路に関すること。

(ケ) 原子力施設災害対策

※放射線に関する健康相談等。

(コ) 災害復旧支援

※地震保険の普及促進。

【項目5】五城目町の独自の視点

(ア) 被害想定の見直し

※秋田県地震被害想定(平成25年8月)より、パターン(4)天長地震(M=7.2、震度6強)を想定。

(イ) 災害対策本部等の設置基準の見直し

※災害対策準備室(第1配備)を追加(計第4配備)など。

(ウ) 災害対策本部等の組織図の見直し

※本部会議等を明確に表示など。

(エ) 災害対策本部等の各課室の事務分担の見直し

※できるだけ通常業務の延長として災害対策業務を実施できるように配慮。

(オ) 災害対策本部等への職員の動員の見直し

※第1～4配備まで、段階的な職員の動員。

(カ) 単独消防としての立場で記載

※計画内容については、単独消防としての内容で記載。

(キ) 災害対応における責任の明確化のため担当課室、関係機関等を明記

※目次及び各項目には、担当する課室名、関係機関等を明記。災害応急対策計画には、災害対策本部の部班も併記。